

二重下線は挿入部、取り消し線は削除部

**当日配付資料 5**

## 佐多委員の御意見

### ○2. 3 サーベイランスによる検証 検査対象及び検査技術の検証と比較

#### 米国におけるサーベイランス

・「従って、米国のサーベイランス結果については、我が国で実施している WB 法のようなより感度の高い方法を用いれば、報告よりも多くの BSE 牛が摘発されていた可能性も考えられる。」

コメント：

「わが国で実施している WB 法のようなより感度の高い方法を用いれば」は削除。

---

#### 日本におけるサーベイランス

・「2005 年 5 月末までに、高リスク牛（中枢神経症状等を呈する牛と 24 ヶ月齢以上の死亡牛）については、166,253 頭検査を ELISA 法で行い、5-4 頭の検査陽性牛を IHC 法と WB 法で確認した<sup>88)</sup>。また、疑似患畜は、2005 年（国内 BSE 検査陽性例 20 頭目）までに 788 頭検査を ELISA 法で行ったが、検査陽性牛は確認されなかった<sup>89)</sup>。」

一方、と畜場では 2001 年 10 月から、と畜される全ての牛について BSE 検査が開始された<sup>90)</sup>。農場の牛の場合と同様に、一次検査は ELISA 法、確認検査は WB 法と病理組織検査および IHC 法により行われている。全月齢のと畜される牛の BSE 検査は一次検査として全国 114 力所（今年度の計画）の食肉衛生検査所で ELISA 法を行い、陽性例は二次検査として全国 3 ヶ所の確認検査実施機関で WB 法（国立感染症研究所、北海道大学）、IHC 法（国立感染症研究所、帯広畜産大学）を用いて検査する<sup>91)</sup>。2005 年 9 月 1027 日までに 4,831,7434,873,454 頭が検査され、そのうち 15 頭が厚生労働省「BSE の検査に係わる専門家会議」で BSE 感染牛と判定された<sup>92)</sup>。なお、このと畜場でのスクリーニング検査成績は正確な BSE 汚染状況を把握するためのサーベイランスデータとして役立っている。」

○米国・カナダおよび我が国のサーベイランスデータの外挿

コメント：

この部分は米国のサーベイランス法をわが国に当てはめた場合の検討結果、およびわが国で得られたデータを米国サーベイランスデータに外挿した場合に予想される結果が述べられているので、「およびわが国」を挿入。

○堀内委員の御意見（資料2-1）について

コメント：

堀内委員のコメントは重要なので入れ込むべきであるが、そのままでは挿入しにくい。  
小野寺委員のコメントの程度になるかと思われる。

○表4 生体牛リスクレベル

コメント：

27ページの表4の日本の項で、BSEの含まれる割合の部分、「割」は「頭」へ。記載ミス。

○6 結論への付帯事項

② 米国及びカナダにおけるBSEの汚染状況を正確に把握し、適切な管理対応を行うためには、充分なサーベイランスの継続が必要である。特に管理対応がある程度効果を示し、流行が不連続で地域的な偏りや散発的な状況になった場合にはでも、最低限、全高リスク牛の全体を対象とした継続的なサーベイランスが必要であると考えられる。

④と畜場におけるBSEスクリーニング検査は、牛肉等を介してヒトがBSEに感染するリスクを回避するのに有効である。しかし、と畜規模等により、これが不可能な場合は、と畜前検査において異常牛を正確に排除することが重要である。日本のBSE検査でも異常牛を含むおよび高リスク牛は、健康な成牛の12倍以上の陽性率である。と畜前検査には十分な数の検査官を配備する必要がある。